

# DQS 審査・認証規程

## 第 1 条 審査および認証サービス

### 1.1 適用範囲

DQS 審査・認証規程（以下「規程」）は、DQS ホールディング GmbH、その全ての関連会社またはそれぞれの代理人（個別に「DQS」、総称して「DQS グループ」）と、審査および認証サービスを依頼するまたは受けている組織/個人との間の、全てのオファーおよび/またはサービス、ならびにそれに伴う全ての契約関係に適用されます。DQS グループ内の企業の最新リストは、以下のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.dqsglobal.com/en/about> .

本規程は、私的実施基準を含む国際および国内規格に従った全ての種類のシステム認証、EU 指令または国内法に従った製品認証、ならびに非規制的な実施基準、仕様書、要求事項または技術規則に従った製品およびサービス認証に適用されます。

書面による別段の明示的な合意がない限り、または相反する法令の規定に従う場合を除き、本規程は DQS とお客様の間で締結されたサービスのオファーおよび見積、契約、注文書および/または作業指示書、スケジューリングならびに補足合意を含む（ただしこれらに限定されない）審査および認証プロセスの全ての段階に適用されます。

本審査・認証規程は、公表と同時に効力を発し、新版が公表されるまで有効とします。

本規程の現行版およびその追加プログラム要求事項は、英語版または翻訳版として以下のウェブサイトにて入手できます。

<https://www.dqsglobal.com/en/about/accreditation-and-notification/dqs-auditing-certification-rules>

また、各 DQS オフィスにご請求いただくことも可能です。翻訳版と英語版に相違が生じた場合は、英語版が常に優先されます。

お客様に登録証が発行される際、DQS は DQS グループの行動規範に従い、業界における適切な注意と専門性をもってサービスを提供します。本 DQS 行動規範およびその改訂版は、サービス開始時に DQS 認証機関よりお客様に提供されます。

### 1.2 用語の定義

- 「お客様」とは、DQS の審査および認証サービスを依頼するまたは受けている組織/個人（その代理人を含む）を指します。
- 「DQS」とは、国際的な DQS グループの全メンバー（子会社、関連会社、パートナー、またはそれぞれの代理人を含む）で、自社名または他の DQS 認証機関に代わって審査および認証サービスを提供または実施する組織を指します。
- 「DQS 認証機関」とは、該当する登録証を発行するための認証または認可を有する DQS 内の機関を指します。
- 「認定機関」とは、認証機関を認定し監督する権限を持つ組織（公的または私的）の総称です。
- 「審査」とは、定義された基準への適合状況および関連するエビデンスが利用可能かどうかを客観的に評価

するためにDQSが実施する系統的な手順です。審査は「アセスメント」とも呼ばれることがあります。

- 「審査員」とは、審査を実施するためにDQSグループから委託された、評価者、審査員および専門家の総称です。

### 1.3 審査および認証サービス

DQSのような独立した第三者機関によるマネジメントシステム、プロセスまたは製品の審査および認証は、お客様に付加価値をもたらします。DQS登録証および/または審査報告書は、関連する要求事項に従って顧客の期待に継続的に応える能力を持つ、適切で効果的なマネジメントシステム、プロセスまたは適合製品のエビデンスとして機能します。

審査では、資格を持ち経験豊富な審査員が、適用される規格に従い、サンプリング方式により、変化する市場や影響を考慮しながら、マネジメントシステム、そのプロセスおよび/または製品の継続的な適切性と有効性を評価します。改善すべき領域を特定することで、審査員は組織が合意した目標と目的の達成を支援し、お客様の継続的な発展に寄与します。DQS登録証またはその他の形式の認証を通じて、お客様は、認められた規格および仕様書に基づき審査・認証されたマネジメントシステム、プロセスまたは製品を通じて、ビジネスパートナーからの信頼を獲得することができます。

### 1.4 契約および取引条件

本DQS審査・認証規程は、申請書、見積書、注文書および注文確認書、DQS行動規範、DQS認証マークの使用条件、ならびに適用される各国の一般取引条件および/または基本契約と合わせた一式をもって、お客様とDQSの間の合意が成立するものとします。当該DQS機関が他のDQSの認可または認定の範囲内でサービスを提供する場合、認可または認定を受けた機関の代理として業務を行います。これは契約および名称に適切に反映されます。該当するDQS認証機関は見積書に明記され、各国の見積書の承認および署名により、お客様と当該DQS認証機関の間に法的拘束力のある認証契約が成立します。当該機関は代理人として、サービスに対してお客様に直接請求する権限を有しますが、該当する認定のもとでの認証活動に関する業務上の責任は、常に該当するDQS認証機関に帰属します。

DQS認証機関は、認証の付与、拒否、維持、更新、停止、停止後の再開、取消または失効、ならびに該当する認証の範囲の拡大または縮小を含む、全ての認証決定に対して単独の責任と権限を負います。

各国の取引条件には、管轄権、責任、税金、支払条件およびその他の補足合意に関する条項が含まれる場合があり、関連する国内法に基づいて定められています。契約はまた、DQSとお客様の間の個別契約（いわゆる基本契約）によって締結される場合もあり、本規程を契約書に組み込むか、または直接参照することにより、本DQS審査・認証規程を必須の一部として含める必要があります。

## 第2条 認証プロセス

DQSは、国際的、国内的またはセクター固有の規格などの合意されたまたは認められた要求事項への適合性を判断することを目的として、お客様のマネジメントシステム、プロセスまたは製品、あるいはその一部を審査します。該当する認証プロセスは、定められたサイクルの中で複数のステージに分かれて進められる場合があり、通常は各審査ステージの結果を文書化した審査報告書の作成をもって終了します。認証サービスの場合は、全ての適用要求事項

が満たされることを条件として、該当する DQS 認証機関が、関連する要求事項への適合を確認するお客様ごとの登録証を発行します。

審査中に該当する規格の要求事項に対する不適合が確認された場合、お客様は是正処置を計画し、指定された期間内に実施しなければなりません。適切な是正処置が効果的に実施されたことが実証され、かつ肯定的な認証決定が下された場合にのみ、登録証の発行が認められます。登録証には適用範囲と有効期限が明記されます。

審査における指摘事項の多くは、マネジメントシステム、プロセスまたは製品の効果的な実施と適合性に関する信頼できるエビデンスを得ることを目的としたサンプリングプロセスに基づいています。審査チームが確認していない肯定的または否定的なその他の業務上の側面が存在する可能性があります。適用される規格への完全な適合を確保するため、指摘事項の潜在的な影響と範囲を調査・評価することは、組織自身の責任において行うものとします。不適合があった場合、DQS はその責任を負わないものとします。

DQS とお客様は、マネジメントシステム、プロセスまたは製品の審査および/または認証が、本審査・認証規程またはその他の補足文書を含む、適用される規制、セクター固有の要求事項（該当する場合）および締結された契約上の取り決めに従って実施されることに合意します。

DQS は、審査および認証において独立しており、中立的で、かつ客観的な立場をとります。審査は原則としてお客様の事業所（オンサイト）にて実施されますが、リモートの審査活動（オフサイト）で部分的に行ったり、置き換えたり、補完することがあります。手続の種類、範囲、及びタイムスケジュールは、両当事者による個別の合意に従うこととします。DQS は、お客様の敷地内で審査を実施する間、業務への支障を最小限に抑えるよう努めます。マネジメントシステムの認証プロセスは、一般的に以下のステップで構成されます。

## マネジメントシステムの DQS 認証プロセス

**2.1** プロセスはお客様のニーズと期待から始まります。DQSはお客様の組織、マネジメントシステム、業務の規模と種類について知りたいと考えています。両当事者は、適用される規格および仕様書を含めて、審査および/または認証の目的を共同で定めます。

**2.2** 必要な情報に基づき、DQSは申込内容を確認した上で、お客様個別のニーズに合わせた審査および認証に関する詳細のご提案を作成します。書面による契約において、関連する全てのサービスおよび適用される審査・認証基準を明記し、合意するものとします。



**2.3 Stage 1 審査:** 認証プロセス自体は、システム文書、目標、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の分析と評価から始まります。このプロセスでは、お客様のマネジメントシステムが十分に展開されているか、認証のための準備が完了しているかどうかを判断します。審査員は審査結果を説明し、Stage2審査に向けた次のステップについて合意します。Stage1審査は、プロセスまたは製品の認証には一般的に適用されません。

**2.4 Stage 2 審査:** 指名された審査チームが、お客様の製造またはサービスの提供の現場において、またはリモート審査技術を使用して、マネジメントシステム、プロセスまたは製品を審査します。マネジメントシステムの規格および仕様書を適用し、審査チームは観察、確認、インタビュー、関連文書のレビューおよびその他の審査手法に基づき、各機能部門およびマネジメントシステムプロセスの有効性を評価します。認証の推薦と全ての指摘事項を含む審査結果は、終了ミーティングでお客様に提示し、審査報告書に含めます。必要に応じてアクションプランについて合意します。

**2.5 システム評価および認証決定:** 審査およびその結果は、該当するDQS認証機関の独立した担当者によって評価され、客観的証拠に基づいて認証決定が下されます。認証決定はDQS認証機関が責任をもって行うものとし、報告書に文書化された審査チームの推薦事項は、DQS認証機関の判断を左右するものではありません。お客様は審査結果を文書化した審査報告書を受領します。全ての適用要求事項が満たされた場合に限り、登録証も発行されるものとします。

**2.6 継続審査:** 継続的改善およびシステムの継続的な有効性を目的として、マネジメントシステムの主要な部分の審査が半年に1回または少なくとも年1回行われ、改善の機会が改めて特定されます。製品認証の場合、継続審査は通常、毎年の更新審査に置き換えられます。

**2.7 更新審査：**登録証には一定の有効期限があり、通常最長で3年間有効です。各サイクルの終わりに、適用される要求事項への継続的な適合を確保するため、包括的な更新審査が実施されます。要求事項が満たされた場合、新しい登録証が発行されます。

セクター固有の規格、またはプロセスや製品の認証に関しては、上記の認証プロセスとは異なる場合があります。

## 第3条 お客様の権利と義務

### 3.1 マネジメントシステムの維持／プロセスと製品の適合

登録証の取得および維持のため、お客様は適用される規格または仕様書の要求事項を満たす適切な文書化されたマネジメントシステムを導入し、維持しなければなりません。プロセス／製品の認証の場合、お客様は継続的な適合を確保する責任を負います。そのため、お客様は担当の審査チームがいつでも検証できるよう、マネジメントシステム、プロセスまたは製品の適合性と有効性のエビデンスを提供しなければなりません。これには、認証の適用範囲に関連する限りにおいて、情報および第三者のサイト（例：重要な下請業者、サプライヤー）へのアクセスの提供も含まれます。さらに、お客様はマネジメントシステムおよび/または製品を継続的に維持するために必要な全ての措置が講じられるよう確保しなければなりません。

認証プログラムに変更が生じた場合、製造が継続中の製品に認証が適用される場合は、認証を受けた製品がシステムまたは製品の要求事項を引き続き満たしていることを確認しなければなりません。DQS はお客様が変更事項に適切に対応しているかを確認し、認証プロセス内で必要な措置を講じます。

### 3.2 開示義務／情報へのアクセス

お客様は、苦情調査を含む審査および評価業務を遂行するため、DQS が必要な情報（文書および記録）、要員(内部および外部)ならびに必要な施設（関連設備、サイト、区域）にアクセスできるよう、必要な全ての手配を行うものとします。認証決定または審査業務に必要な客観的証拠を得るため、DQS は審査の範囲内において、お客様の全ての事業所、プロセス、製品へのアクセス、従業員および権限を持つ代表者へのインタビュー、文書および記録の閲覧、ならびにその他の審査手法によるサービスの確認を行う権利を有します。

お客様は、その代表者および従業員が、審査および評価に関連する情報に対して、適時かつ正確で完全な情報を提供し、アクセスを許可することに同意します。この義務は認証の全てのフェーズに適用され、認定機関などの権限を持つ第三者に対して認証のエビデンスと根拠を提供するためのものです。お客様は、収集された検証済みの客観的証拠が記録される場合があることに同意します。これには、審査文書に添付・保管される客観的証拠のコピーの作成および提供も含まれます。認証されたマネジメントシステム、プロセスおよび/または製品の範囲内において、苦情およびその是正処置に関する全ての記録は、要求に応じて DQS に提出されるものとします。

### 3.3 変更および特別な事象の際の通知

認証を受けたマネジメントシステム、プロセスまたは認証を受けた製品に影響を及ぼす可能性のある変更について、お客様は DQS に対して速やかに通知する義務を負います。これは特に、事業の一部の買収／売却、所有権の変更、移転、業務範囲の大幅な変更、根本的なプロセスの変更、重大な事故や管轄の規制当局の介入を要する規格または

法規制の重大な違反、重大な事件またはその他の報告すべき事象、あるいは破産または和解手続の開始に適用されます。このような場合、DQS はお客様と協議の上、登録証を維持する方法を検討します。

製品のリコールが生じた場合、お客様はただちに DQS に通知する義務があります。各種認証規格およびその要求事項により、適用される期限が異なります。これらの要求事項は、該当する規格およびその規程に記載されています。

### 3.4 審査の公平性への貢献

お客様は、DQS の従業員および審査員の公平性を損なう可能性のある一切の行為を行ってはなりません。

これは特に、コンサルティングサービスの提供、雇用および審査員等との個別契約、別途の報酬取り決め、またはその他の経済的利益の供与に適用されます。また、お客様は、公平性に対するリスクや脅威を特定するなど、公平性が保たれるよう積極的に取り組むものとします。

### 3.5 審査員を拒否する権利

審査日の確定前において、お客様は担当として指名された審査員を確認し、公平性への脅威など客観的に正当な理由がある場合には、その審査員を拒否する権利を有します。DQS は、認定要求事項の範囲内で認められる場合、拒否された審査員に代わる適切な代替審査員を任命します。

### 3.6 DQS 著作権

有効な DQS 認証を保有するお客様は、[DQS ウェブサイト](#)に掲載されている登録証、各種認証マーク（場合によっては認定マークも含む）を、広告宣伝またはビジネスパートナーとの信頼構築を目的として使用する権利を有します。規格が改訂され、適切な移行期間が定められた場合、その認証を使用または言及することはできなくなります。

著作権で保護されている [DQS 認証済マネジメントシステムマーク®](#) およびその他の認証マークまたは認定シンボルの正規使用は、認証を受けたマネジメントシステムおよびそのパフォーマンスに対するお客様のビジネスパートナーの信頼を高めることを目的としています。

これらのマークの使用例として、社用便箋、パンフレット、インターネット、展示会、車両または広告などがあります。登録証および認証マークは、本審査・認証規程に従ってのみ使用することができます。登録証および認証マークの使用は、認証の適用範囲および有効期間内に限られ、DQS の認可/認定に基づくものとします。製品や製品の包装に使用すること、または製品の適合性を示すと解釈される可能性のある方法での使用は認められません。

DQS から認証マークの使用中止に関する通知があった場合は、速やかに対応しなければなりません。

DQS がお客様に提供した文書および認証文書（DQS 認証マークを含む）は、著作権により保護されています。

お客様は、DQS から引き渡されたまたは閲覧を許可された全ての報告書および文書が DQS の所有物であることを明示的に認め、内部利用のみに使用し、第三者がアクセスできる状態にせず、合意された目的以外に使用しないことを約束するものとします。本契約に基づき引き渡されたまたは提供された全ての文書、記録および/または登録証は、内容または外観において、改ざん、追記、削除またはその他の方法による操作を行ってはなりません。

これは、改変がデジタル形式または物理的形式のいずれで行われた場合にも適用されます。

DQS が事前に書面で明示的に承認した場合を除き、いかなる改変も禁止されます。お客様は審査報告書を全体として開示することができますが、抜粋しての開示は認められません。

重大な不正使用が発生した場合、DQS は事前通知なしに契約を即時終了することを含む、相応の制裁措置を講じる権利を有するものとします。

### 3.7 苦情

DQS のお客様は、合意された枠組みの中で、お客様の正当な期待と要求に応える形でサービスを受ける権利を有します。合意された内容が履行されない場合、お客様は該当する DQS 機関に対して苦情を申し立てる権利を有します。DQS は、苦情の原因分析および改善のために必要な情報の提供を求めます。

### 3.8 異議申し立て

特定の認証決定にお客様が同意できない場合、書面による異議申し立てを提出し、決定の再検討を求めることができます。当該審査の実施および最初の認証決定のいずれにも関与していない、該当する DQS 認証機関の独立した公平な技術審査担当者が、異議申し立てに対する最終的な審査および決定を行います。

該当する DQS 認証機関の経営層は、異議申し立てプロセスの状況について常に報告を受けるものとします。

## 第 4 条 DQS の権利と義務

### 4.1 マネジメントシステムの審査

DQS は、定期的な審査（通常年 1 回または半年に 1 回）を通じて、お客様のマネジメントシステム、プロセスまたは製品の適合性と有効性を公平に確認します。DQS は、サービスの全部または一部を代理業者または下請業者を通じて提供する場合があります。その場合も、お客様は代理業者または下請業者に対して必要な情報へのアクセスを許可する義務を負います。

DQS が認証したマネジメントシステム、プロセスまたは製品の適合性または有効性に疑問が生じるような情報を DQS が受領した場合、お客様との協議を経た上で、追加の臨時審査などの形で調査を実施する権利を有します。法律上の規制が適用される範囲においては、正当な理由がある場合、DQS は事前通知なしに追加の審査を実施する権利を有します。

認証スキームにお客様に影響を与える新しいまたは改訂された要求事項が導入された場合、DQS は全てのお客様にその変更事項を周知するものとします。DQS はお客様による変更事項の実施状況を確認し、スキームの定めに従い必要な措置を講じるものとします。

### 4.2 認定および認証

各 DQS 認証機関は、多数の規制に従って審査報告書および登録証を発行するため、各種認定機関および政府系・非政府系機関またはプログラム所有者により認定を受けています。DQS は、これらの機関の職員または代理人による審査への立ち会いを認めなければなりません。本規程に定める秘密保持の観点を考慮した上で、適用される認定および認証規則の範囲内で必要な限りにおいて、DQS は当該職員または代理人に対して自社の文書およびお客様関連データへのアクセスを許可します。規格の要求事項に明示されている場合は、お客様関連データおよび審査結果をこれらの機関に提供するものとします。本審査・認証規程を受諾することにより、お客様は上記を含む認定および認可規制の現行版（例：ISO/IEC 17021-1 または ISO/IEC 17065）を承認したものとします。

DQS 認証機関は、認証決定を除き、サービスの全部または一部の提供を他の DQS 機関、代理業者または下請業者に委託する権利を有します。お客様の直接の契約相手ではない DQS 認証機関によって登録証が発行される場合、本規程に記載される全ての権利と義務は、当該 DQS 認証機関および業務を担当する DQS 機関の双方に等しく適用されるものとしします。

DQS は、認可または認定の停止、適用範囲の縮小または制限、あるいは取消に関する変更について、適切かつ遅滞なく情報を提供するものとしします。

#### 4.3 審査員の選定

必要な能力を備えた審査員の選定および任命は、DQS が全責任を負います。DQS は、専門的な資格、経験および個人的な能力に基づき、当該業務に適した審査員のみを選任するものとしします。審査員は、該当する規格の審査資格を有する者であり、お客様の業務分野、マネジメントおよび審査における適切な経験を有する者でなければなりません。DQS は、特定の審査または認証プロセスに対して、二人以上の審査員からなる審査チームを編成する場合があります。ご要望に応じて、DQS は審査員の略歴をお客様に提供します。

DQS の判断により、テクニカルエキスパート、立ち会い審査員、通訳者、オブザーバーまたは研修生を審査チームに参加させることができます。その際、参加するメンバー全員が同様の秘密保持義務を負うものとしします。

審査員が審査の直前または審査中に参加できなくなった場合、DQS は可能な限り適切な代替審査員を手配するものとしします。

#### 4.4 審査のスケジューリング

DQS は、お客様のマネジメントシステム、プロセスまたは製品の審査日程を決定する権利と義務を有します。

審査日程は、適用される規則を考慮した上で、両当事者の合意のもとで決定するものとしします。

審査日程は書面により合意されなければなりません。確定した審査日程は、両当事者にとって遵守すべきものとしします。認定機関または認証機関が審査に立ち会う場合（いわゆる立ち会い審査）、お客様はこれを拒否することなく、審査への立ち会いに必要な便宜を図るものとしします。

規格によっては、認証に事前通知なしの審査（完全な抜き打ちの場合と直前の通知の場合がある）が含まれることがあります。お客様の都合（立ち入り拒否など）により事前通知なしの審査が実施できない場合、DQS は当該審査の準備に実際に要した費用をお客様に請求することができます。

認証を受けたサイトは、事前通知なしの審査の場合でも、審査員が確実に立ち入りできるよう必要な対応をするものとしします。

#### 4.5 報告書および登録証の発行

お客様が全ての認証要件および契約上の義務を履行した後、DQS は審査報告書を作成し、DQS 登録証（以下「登録証」）をお客様に発行するものとしします。認証決定は、審査報告書に記載または参照された認証の推薦事項および審査結果に基づいて、該当する DQS 認証機関が単独で責任を負います。報告書に記載された審査チームの推薦事項は、DQS 認証機関の認証決定を確定するものではありません。

#### 4.6 第三者への情報開示

DQS は、有効な DQS 認証を保有する全てのお客様のリストを維持および公表する権利を有します。

この公表には、認証を受けた組織の名称、住所、適用範囲、適用規格および認証状況が含まれます。

お客様は、上記情報の公表に同意したものとみなされます。また、国の当局、認定機関またはプログラム所有者が管理する国内外の必須データベースへの同一情報の登録についても、同様に同意したものとみなされます。

一部のセクター固有の認証プログラム（自動車、航空宇宙、食品プログラムなど）では、審査およびお客様のデータの一部について、規格所有者が提供するアプリケーションまたは外部データベースへの記録を拒否することはできません。これらの規格に基づく認証契約を締結することにより、お客様はこれに同意したものとみなされます。特に、当該データベースに保存されたデータに第三者がアクセスおよび閲覧する場合があることに同意したものとします。

認証データは、適用される認定要求事項の範囲内で、[IAF CertSearch データベース](#)に送信されます。

DAkkS 認定のもとで DQS が発行する認証の場合、データはお客様の事前の明示的な同意がある場合にのみ IAF CertSearch に送信されます。二段階の登録手続きにより同意確認が行われます。同意することにより、お客様は、認証情報の登録および公表を目的として、会社の連絡先情報が必要な範囲で IAF CertSearch データベースに登録・送信されることを承諾したものとします。なお、同意はいつでも撤回することができます。

必要に応じて、お客様から提供された情報は、認証決定の支援、認証状況の確認、または事前文書審査および立ち会い審査の実施に関連して、認証機関または認定機関に提供されることがあります。

法令による別段の定めがない限り、DQS 認証機関は、審査および認証プロセスに関連する記録を、少なくとも 2 回の認証サイクル分（通常 6 年間）保持するものとします。なお、国内外の適用される法的規定（GDPR など）を遵守するものとします。最低保存期間の終了時に、お客様から別途指示がない限り、DQS は独自の裁量で記録を保持または廃棄するものとします。

お客様からの指示に基づき対応した場合に生じた費用は、お客様に請求するものとします。

#### 4.7 公平性

DQS は、関連する規範的基準（レベル 3 規格、例：ISO/IEC 17021-1）に従い、サービスの提供において公平性を維持することを約束します。

### 第 5 条 登録証および認証シンボル

#### 5.1 発行および使用

認証プロセスにおいて全ての適用要求事項が満たされていることをお客様が実証した場合、DQS 認証機関は、選択された国内外の規格または認められたセクター固有の要求事項に対するお客様のマネジメントシステム、プロセスまたは製品の適合性を確認する認証文書を発行します。マネジメントシステムの登録証は、法的要求事項への適合を確認するものではありません。登録証は一定期間有効であり、通常は認証決定の日から最長 3 年間です。

登録証の発行後、認証を受けたマネジメントシステム、プロセスまたは製品の継続的な適合性を監視する活動が開始

されます。認証の付与および維持は、お客様が全ての契約上の合意事項および取引条件を遵守することを条件とします。

お客様のマネジメントシステム、プロセス、製品またはサービスが、認証要件、法規制またはその他の適用される要求事項を満たしていない可能性が示された場合、お客様は DQS と協力して事実を確認することに同意します。これには、報告された不適合に関する情報、ならびに必要な是正処置および実施済みの是正処置に関する情報の提供が含まれます。

お客様は、継続審査および臨時追加審査などの監視活動が、認証要件に対するマネジメントシステム、プロセスまたは製品の適合性を確認することのみを目的としており、お客様自身のマネジメントシステム、プロセス、製品およびサービスに対する責任は、引き続きお客様が負うものとしします。

登録証および認証マークは、法的承継人またはその他の組織に譲渡することはできません。

登録証の有効期限の満了、または認証の停止、取消もしくは失効の場合、お客様は認証を用いた宣伝活動を直ちに停止しなければなりません。お客様は、取消または失効の後、発行された登録証の現物を返還するものとしします。なお、お客様は登録証の返還を拒否することはできません。

## 5.2 登録証が発行されない場合

DQS 認証機関は、初回審査または更新審査において、最新の基準に従い、選択した規格、仕様書および契約の全ての要件が満たされていることが確認された場合にのみ、登録証を発行することができます。不適合が確認された場合、審査員は不適合報告書にその詳細を記載し、登録証発行のための条件を特定するものとしします。

全ての不適合事項が是正され、必要な条件が満たされた上で、初めて登録証が発行されます。必要に応じて、DQS は審査の全部または一部を再実施します。フォローアップ審査または特別審査の後においても不適合が是正されず、または登録証発行のための要件が満たされない場合、認証プロセスは登録証を発行しない報告書の作成をもって終了するものとしします。

## 5.3 登録証の停止、取消および失効

### 5.3.1 一時停止

お客様が認証規則または DQS に対する契約上もしくは財務上の義務に明らかに違反した場合、DQS 認証機関は発行済みの登録証を一定期間停止する権利を有します。特に以下の場合が該当します。

- 是正処置が合意された期間内に効果的に実施されていないことが明らかな場合。
- 認証の維持のために DQS が提案した審査日程が遵守されなかった、または計画された審査が実施できなかったことにより、前回の審査から規定の期間を超過した場合。
- マネジメントシステムへの計画的な変更、特定の事象、製品のリコール（3.3 参照）または認証の基礎となる要求事項への適合性に影響を与えるその他の変更について、DQS に速やかに通知されなかった場合。
- 事前に DQS への通知なく、認証サイトが移転された場合。
- DQS の登録証または認証シンボルが誤解を招く方法で使用された場合。
- 支払い督促後も審査および認証サービスの料金が期日までに支払われない場合。

- 合理的な移行期間（最長 3 年）を経ても、認証の基礎となる規格や仕様書が最新の要求水準に対応しなくなった場合。

認証決定後に認定規則の重大な違反が判明した場合も、DQS 認証機関は登録証を一時停止する権利を有します。不測の事態の場合も同様です（6.6 参照）。

DQS はまず、一時停止の可能性についてお客様に書面で通知するものとします。一時停止の原因が 2 週間以内に解消されない場合、DQS はお客様に対し、登録証の一時停止およびその理由、ならびに認証を回復するために必要な措置を書面により通知するものとします。

認証の一時停止は一定期間（通常最長 90 日間）です。必要な措置が指定された期間内に効果的に実施されたことが実証された場合、一時停止は解除されます。期限までに必要な措置が実施されない場合、DQS 認証機関は以下に記載の通り登録証を取消することができるものとします。

### 5.3.2 取消

DQS 認証機関は、お客様に書面で通知した上で、以下の場合に登録証を取消し、または無効と宣言する権利を有します。

- 登録証の一時停止期間が満了した場合。
- マネジメントシステム、プロセスまたは製品の基礎となる規制への適合性が確保されない、またはお客様が不適合を是正する意思もしくは能力がない場合。
- お客様が登録証の一時停止後も認証を用いた宣伝を継続している、またはその他の誤解を招く方法で使用している場合。
- お客様が DQS 認証機関または DQS の評判を損なう方法で認証を使用している場合。
- 登録証の発行条件が維持されなくなった場合。
- お客様が倒産手続きを申請した場合、またはお客様に対して倒産手続きが開始された場合。
- お客様が DQS との契約関係を実質的に終了させた場合。
- DQS の認定が停止、縮小または取消されたことにより、継続的な監視を伴う適合性の確認が困難となった場合。
- 認証、審査または監視サービスの実施が、法的または実際上の理由から全部または一部において実施できなくなった場合。

### 5.3.3 失効

DQS 認証機関は、以下の場合、登録証を失効とし、または遡及して無効と宣言する権利を有します。

- 登録証の発行時に必要な条件が満たされていなかったことが、後になって明らかになった場合。
- お客様による不正な認証プロセスへの影響により、審査結果の客観性、中立性または独立性が疑われる場合。

## 5.4 認証登録の移転

登録移転の申請があった場合、DQS 認証機関は移転のための規制要件が満たされているかどうか、またどの程度満たされているかを評価するものとします。DQS 認証機関が登録移転を認めない場合、手続きは初回認証として進め

られるものとしします。

登録移転が成功した場合、DQS 認証機関は移転元の認証機関の有効期間を引き継いだ形で登録証を発行し、通常の継続審査を開始することができます。登録証の移転に関する具体的な要件または条件は、個別のプログラム要求事項において規定される場合があります。

認証手続きが受入機関に移転される場合、DQS 認証機関は契約関係の終了後においても、規制上の責務および義務を果たし、以前の認証に関するお客様の必要な情報（報告書、登録証およびその他の手続き関連情報）を受入機関に提供することが認められます。

## 第 6 条 その他

### 6.1 パートナーシップや代理店関係を持たないこと

本契約において、DQS は独立した契約者としてお客様にサービスを提供するものであり、本契約により、DQS とお客様の間にいかなる提携関係、雇用関係または信任関係も成立するものではありません。

DQS は、お客様または第三者の代理として行動するものではなく、お客様と第三者の間の義務を代わりに負うものではありません。

### 6.2 譲渡・移転の禁止

書面による別段の合意がない限り、本契約は当事者のみに帰属するものであり、いずれの当事者も、契約上の権利および義務の全部または一部について、譲渡、移転、担保設定、担保提供、下請委託その他一切の処分を行うことはできません。各当事者は、他者の代理としてではなく、自らの名において行動することを確認するものとしします。

前項にかかわらず、DQS は、契約に基づく権利および義務の全部または一部を、DQS の関連会社もしくはパートナー企業、またはその代理人に譲渡、移転または下請けに出すことができるものとしします。

### 6.3 制裁法上の制限

国内外の制裁規制、禁輸措置またはそれに準ずる法的措置により、契約に基づく認証、審査または監視サービスの提供が全部もしくは一部できなくなった場合、または著しく困難になった場合、DQS 認証機関は発行済みの登録証を取消することができるものとしします。

DQS 認証機関は、該当する状況についてお客様に速やかに通知するものとしします。なお、当該制限が DQS 認証機関の責任によるものでない場合、お客様への補償または既払い費用の返金は行われません。

### 6.4 条項の部分的な無効について

本認証契約のいずれかの条項が全部または一部において無効または執行不能となった場合、その他の条項の有効性には影響を与えないものとしします。両当事者は、無効または執行不能となった条項を、元の趣旨を尊重しつつ法的要件に適合した有効な条項に改めるものとしします。

## 6.5 データ保護

DQS 認証機関および任命された審査員は、適用される法律（第 7 条参照）に基づき、データ保護法を遵守するとともに、個人データの取り扱いおよび処理について明確かつ適切な情報を提供するものとします。

## 6.6 不可抗力事象の取り扱い

DQS およびお客様のいずれも、義務の不履行または遅延の原因が、戦争、武力衝突、テロ攻撃、内戦、暴動、有害物質、パンデミック、伝染病、自然災害、異常気象、火災、爆発、公共サービスの障害、ストライキ、インフラの障害、輸送の遅延、上記の事象に起因する公的制限その他の不可抗力事象など、関係当事者の支配が及ばない事象に起因する場合（ただしこれらに限定されない）、本規程の違反とはならず、義務の不履行または遅延に対する責任も負わないものとします。

不可抗力事象が発生した場合、影響を受けた当事者は状況の詳細および予想される継続期間を速やかに相手方に通知するものとします。不可抗力事象が 90 日以上継続する場合は、双方のいずれかが即時効力をもって契約を終了することができます。

## 第 7 条 準拠法

本 DQS 審査・認証規程が適用される契約については、DQS 認証機関の所在国の法律が適用されます。国際私法および国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）は適用対象外となります。

## 第 8 条 追加のプログラム要求事項

一部のセクター固有のマネジメントシステムまたは製品の認証サービスについては、追加の必須要件が適用される場合があります（以下参照）。これらの「プログラム要求事項」は、以下のウェブサイトにて入手できます。

<https://www.dqsglobal.com/en/about/accreditation-and-notification/dqs-auditing-certification-rules> .

<b>DQS GmbH – 自動車セクター</b>	自動車付属書
<b>DQS GmbH – 航空宇宙セクター：</b>	航空宇宙付属書
<b>DQS GmbH – 鉄道車両産業：</b>	IRIS付属書
<b>DQS GmbH – 自動車産業における 情報セキュリティ</b>	TISAX付属書
<b>DQS Inc. – 通信セクター：</b>	TL9000付属書
<b>DQS Medizinprodukte GmbH プログラム：</b>	DQS Medizinprodukte GmbHの審査・認証規程およびその補足文書
<b>DQS CFS GmbH プログラム：</b>	DQS CFS GmbH付属書：食品、飼料、家庭用品・消費者製品、

バイオマスサステナビリティに関するマネジメントシステム認証および  
製品認証の評価に関する特別条件

**中国市場：**

中国政府当局（例：CNCA）が定める中国市場での活動に関する特別条件

**マークの使用（CF12）**

DQS認証マークの条件および登録証の内容の説明